

会計帳簿と財産目録—会計の原点とその現状—

安藤 英 義*

目次

- I. 序
- II. 会計の原点
- III. 会計帳簿・財産目録と会計の本質
- IV. 会計帳簿・財産目録と関係法令
- V. 会計帳簿・財産目録と特殊法人等の定款
- VI. 会計帳簿・財産目録と経理規程
- VII. 会計帳簿・財産目録と公益法人会計基準
- VIII. 会計帳簿と財産目録の関係回復（仏・独の商法）
- IX. まとめと提言

I. 序

今日わが国の簿記・会計の一般的な教科書で財産目録に言及するものはまずない。この意味で財産目録は死語となった観があるが、その契機は昭和24年（1949）設定の「企業会計原則」であり、その仕上げは昭和49年（1974）の改正商法である。この後者の年に会計学者の仲間（日本会計研究学会会員）入りした私は当時から、わが国の商法（第1編総則第5章商業帳簿）における財産目録の廃止に疑問をもち、これまでも論文等を公表してきた¹⁾。

財産目録は、ヨーロッパ大陸諸国（フランス、ドイツなど）の商法および会計では今でも健在であり、会計帳簿と並ぶ地位が確立している²⁾。そこには、会計

帳簿と財産目録は会計の原点であるという伝統的認識が生きている。

これに対して、戦後の「企業会計原則」および商法改正に影響したイギリス・アメリカの会社法および会計には（全財産を網羅した）財産目録がない。これは、ヨーロッパ大陸諸国の「個人商人の文化」とイギリスの（荘園や会社といった）「組織の文化」という違いに起因するが、これについて筆者（安藤）はすでに論文を発表してきた³⁾。

わが国の商法（会社法）会計制度において消滅した財産目録であるが、他の法令で財産目録の作成を義務づけられた法人は今でも存在する。総ての公益法人といくつかの特殊法人等がこれである。

話の順序としては、会計帳簿と財産目録が会計の原点であることを（できるだけ簡潔に）述べてから、会計帳簿と財産目録に関する現状（法令、定款、経理規程、会計基準）を紹介し、検討することにした。

II. 会計の原点

II-1. 会計帳簿と財産目録

会計帳簿と財産目録は会計の原点である。これは何より歴史的にいえることで、会計帳簿と財産目録は古くから存在した。これらは、活字による最古の簿記書（パチオリ著『スンマ』1494年）に見られ、近代商法の嚆矢となった1673年フランス商事勅令で制度化され

* 専修大学大学院商学研究科教授

た。

II-2. 1494年パチオリ簿記書（『スンマ』第1部第9編論文11「計算及び記録に関する詳説」）⁴⁾

パチオリ簿記書（『スンマ』で簿記を論じた上記の箇所）は全36章から成るが、その多くの章で（長い）題目の中に会計帳簿と財産目録が見られる。筆者が調べたところをまとめると、それは次のとおりである。

- ・元帳、仕訳帳（第1, 12, 14, 24章）
- ・財産目録（第2, 3, 16章）：財産目録の書式実例は動産・不動産の種類別に数量のみ記載（第3章）。各財産の単価（及び価額）は仕訳帳記入において登場（第16章）。
- ・3つの主要帳簿（第5章）：本文で日記帳、仕訳帳、元帳を指す。
- ・日記帳（第6, 8章）：総ての取引について相手、内容、月日、場所を記録する。
- ・仕訳帳（第10, 11章）
- ・元帳（第15, 16, 25, 27, 28, 29, 33, 34章）
- ・日記帳、仕訳帳、元帳（第18, 19, 20, 32章）

以上から分かるように、パチオリ簿記書は会計帳簿（日記帳、仕訳帳、元帳）と財産目録についてしっかり述べている。

II-3. 1673年フランス商事勅令⁵⁾

1673年フランス商事勅令の第3章「商人及び銀行業者の帳簿及び記録簿について」（全10条）から、とくに関係する条文を紹介すれば、次のとおりである。

第1条 卸売並びに小売を行う商人は、帳簿を備え、これに一切の取引、為替手形、債権及び債務、及び家事費用に充てた金銭を記載しなければならない。

第3条 卸売並びに小売を行う商人の帳簿は、最初と最後の紙葉に、商事裁判所の在る市では商事裁判官の1人により、その他の地域では市町村長又は市町村吏員の1人により、無料無税で署名されなければならない。さらに最初から最後まで紙葉は、商事裁判官又は市町村長又は市町村吏員により委任された人の手で花押と丁数とが附され、その旨最初の紙葉において記載されなければならない。

第5条 日記帳（livres journaux）は日付順に空白な

く記載され、事項ごと及び最後に締められなければならない。また余白には何も記載してはならない。

第6条 総ての商人、手形仲介業者は、この勅令の公布後6か月以内に新しい日記帳及び記録簿を作成し、上記の命令に従い署名、丁数記入及び花押を受けなければならない。新しい帳簿には、もしそれによれば、旧帳簿の抜粋を記載することができる。

第8条 総ての商人はまた、同じ6か月の期間内に、自己の一切の動産・不動産及び債権・債務の財産目録（inventaire）を作成して、これに署名しなければならない。これは2年ごとに照合され、改新されなければならない。

○以上から分かるように、フランス商事勅令（第3章）は、総ての商人が一切の取引を帳簿（日記帳）に記録すること（第1条）、一切の財産から成る財産目録を2年ごとに作成すること（第8条）を定めている。この商事勅令はまた、商店主となるための必須知識の第一に「複式簿記及び単式簿記による帳簿及び記録」を挙げている（第1章第4条）⁶⁾。

II-4. 商法会計における会計帳簿と財産目録の伝統⁷⁾：ヨーロッパから日本へ

フランス商事勅令第3章に発した制度は、その後、ヨーロッパ各国（フランス、ドイツ等）の商法で商業帳簿（livres de commerce／Handelsbücher）の制度として展開された。これが明治期に日本（旧商法、新商法）に入り、現行商法第1編総則第5章商業帳簿に至っている。なお、平成17年制定の会社法の第2編株式会社（及び第3編持分会社）第5章計算等第2節会計帳簿等は、商法商業帳簿の分流（実質的には本流？）である。

日本に至るヨーロッパにおける商業帳簿制度の画期的な展開は、次のとおりである。

1673年フランス商事勅令・1807年フランス商法：会計帳簿と財産目録

1829年スペイン商法：+年次貸借対照表

1861年ドイツ商法：+財産評価規定

日本の明治23年（1890）旧商法および明治32年（1899）新商法にあるのは、これら総てを備えた商業

帳簿制度である。

今日でも、ヨーロッパ各国の商法は財産目録を堅持している。ところが日本では、昭和49年（1974）改正商法で商業帳簿の規定から財産目録を削除してしまった。これは、戦後に導入した米国型会計制度（証券取引法（現 金融商品取引法）会計、企業会計原則）の影響である。

Ⅲ. 会計帳簿・財産目録と会計の本質

Ⅲ-1. 会計帳簿の本質：取引記録

会計帳簿は、商法（学）で長らく日記帳といわれてきた。その主な役割は、商人の取引記録（取引事実の歴史記録）にある。この日記帳を中心とした商業帳簿の法制化の念頭には、商業帳簿の商事裁判における証拠としての利用がある。なお、日記帳のこの類（紛争解決の証拠として）の利用は、近代商法以前から商人間において行われていた。

伝統的な商業帳簿規定の形態を保持していた昭和49年改正前の商法は、「商人ハ帳簿ヲ備ヘ之ニ日日ノ取引其ノ他財産ニ影響ヲ及ボスベキ一切ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記載スルコトヲ要ス-----」（第32条①）とし、「裁判所ハ申立ニ依リ又ハ職権ヲ以テ訴訟ノ当事者ニ商業帳簿又ハ其ノ一部分ノ提出ヲ命ズルコトヲ得」（第35条）としていた。平成17年改正後の商法は第1編第五章商業帳簿に1か条（第19条）を置くだけであるが、その中に裁判所の提出命令（同条④）はある。

取引の証拠記録となる日記帳（会計帳簿）には、各取引の相手方、種類（商品名など）、数量（物量）及び価値（金額）の記載が必要である。今日の簿記でいえば、仕訳帳（及び元帳）の他に、現金出納帳など補助簿の記録も含まれる。

Ⅲ-2. 財産目録の本質：財産実在記録

財産目録は、一定時点における財産の実地調査による在 high（物量及び価値）記録、すなわち一定時点の財産実在（物量及び価値）記録である。この一定時点として、必須とされるのは商店開業時（ないし会社設立時）と決算時（期末）であるが、このほか任意の時点に財産目録を作成してよい。

期末財産目録における財産在 high（実在 high）の正当性は、前期末財産目録と会計帳簿の期中取引記録から得られる財産の当期末残 high（帳簿残 high）によって検証することができる。なお、ふつう簿記学では期末実在 high によって帳簿残 high を検証することだけを説くが、この逆の検証もじつは行われるのである。実在 high は、それが事実であっても、正当（不正等のない結果）であるとは限らないからである。

Ⅲ-3. 会計帳簿と財産目録：会計責任遂行の基盤

会計帳簿と財産目録の制度によって、一期間の財産変動（取引）と期末の財産在 high の正当性（の有無）が判明する。この制度は、商人の詐欺破産（財産隠匿など）を見抜き、それを防止する効果がある。換言すれば、この制度は、商人（債務者）が破産した場合に債権者に対して負う会計責任の遂行に不可欠である。

この制度はまた、より広く、財産の受託者（株式会社でいえば取締役）が委託者（株主）に対し会計責任を遂行する上で不可欠である。会計帳簿と財産目録は、会計責任遂行の基盤である。ヨーロッパ各国の商法が今日までこの制度を堅持してきた理由は、ここにある。

会計帳簿と財産目録による会計責任の遂行は、会社の平常時には年次決算書の下に潜在化しているが、会社の非常時（破産や解散などの時）には顕在化する。

Ⅳ. 会計帳簿・財産目録と関係法令

Ⅳ-1. 一般的な規定の推移：その1（商法、会社法）

○商法はかつて（昭和49年（1974）改正前）、商人の会計帳簿と財産目録について、次のような一般規定を有していた。紹介する条文中の下線は筆者が付した（以下同じ）。

第1編総則第5章商業帳簿（第32条～第36条）

第32条①商人ハ帳簿ヲ備ヘ之ニ日日ノ取引其ノ他財産ニ影響ヲ及ボスベキ一切ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記載スルコトヲ要ス但シ家事費用ハ一月毎ニ其ノ総額ヲ記載スルコトヲ以テ足ル／②小売ノ取引ハ現金売ト掛売トヲ分チ日日売上総額ノミヲ記載スルコトヲ得
第33条①商人ハ開業ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於テ

動産、不動産、債権、債務其ノ他ノ財産ノ総目録及貸方借方ノ対照表ヲ作ルコトヲ要ス／②会社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ前項ノ書類ヲ作ルコトヲ要ス／③財産目録及貸借対照表ハ之ヲ編綴シ又ハ特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス／④財産目録及貸借対照表ニハ作成者之ニ署名スルコトヲ要ス

○昭和49年（1974）改正商法は、第1編第5章商業帳簿（第32条～第36条）の規定について、次のように変更するとともに財産目録を削除した。

第32条①商人ハ営業上ノ財産及損益ノ状況ヲ明カニスル為会計帳簿及貸借対照表ヲ作ルコトヲ要ス／②商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ

第33条①会計帳簿ニハ左ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記載スルコトヲ要ス／一 開業ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於ケル営業上ノ財産及其ノ価額、会社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ於ケル営業上ノ財産及其ノ価額／二 取引其ノ他営業上ノ財産ニ影響ヲ及ボスベキ事項／②貸借対照表ハ開業ノ時及毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ於テ会計帳簿ニ基キ之ヲ作ルコトヲ要ス／③～④（省略）

○現行商法（平成17年～）は第1編第5章商業帳簿に、省令委任を含む次の1か条だけを置く。

第19条①商人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。／②商人は、その営業のために使用する財産について、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な商業帳簿（会計帳簿及び貸借対照表をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。／③商人は、帳簿閉鎖の時から十年間、その商業帳簿及びその営業に関する重要な資料を保存しなければならない。／④裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、商業帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

○会社法（平成17年～）は、第2編株式会社第5章計算等第2節会計帳簿等第1款会計帳簿（第432条～）で会

計帳簿に関して次のように規定する。

第432条（会計帳簿の作成及び保存）①株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。／②株式会社は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

第433条（会計帳簿の閲覧等の請求）①～④（条文省略：株主等による閲覧等の請求）

第434条（会計帳簿の提出命令）裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

会社法には上に続けて第2款計算書類等（第435条～第443条）の諸規定があるが、その中にも財産目録はない。

なお、会社法第3編持分会社第5章計算等第2節会計帳簿（第615条・第616条）に、持分会社の会計帳簿について株式会社の場合（第432条、第434条）と同様な規定がある。

これに続く第3節計算書類（第617条～第619条）の諸規定の中にも、財産目録はない。

IV-2. 一般的な規定の推移：その2（民法等）

○民法はかつて（平成17年（2005）改正前）、第1編総則第2章法人（第33条～第83条）において、法人の財産目録につき次のような一般規定を有していた。

第51条①法人ハ設立ノ時及ヒ毎年初ノ三个月内ニ財産目録ヲ作り常ニ之ヲ事務所ニ備ヘ置クコトヲ要ス但特ニ事業年度ヲ設クルモノハ設立ノ時及ヒ其年度ノ終ニ於テ之ヲ作ルコトヲ要ス／②（省略）

ところが、法人の会計帳簿については、そこ（民法第1編第2章）に何の言及もない。この不備はその後、以下に紹介する一般社団・財団法人法、公益法人認定法によって正された、と解される。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月法律第48号／最終改正：平成26年6月法律第91号）「一般社団・財団法人法」と略称される。

この法律と同時に民法（平成17年改正で現代語化されていた。）が改正されて、民法の法人に関する規定

(改正により第1編第3章となる。)から、上に紹介した条文(51条)を含む多くの規定(法人の設立・管理・解散に関する規定)が削除された。一般社団・財団法人法等がこれに代わった。

一般社団・財団法人法の第2章一般社団法人第4節計算(第119条～第130条)に、第2款会計帳簿(第120条～)として次の規定がある。これらは一般財団法人にも適用(準用)される(第199条)。

第120条①一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。／②一般社団法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

第121条(会計帳簿の閲覧等の請求)①～②(条文省略：社員による閲覧等の請求)

第122条(会計帳簿の提出命令)裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

この一方で、続く第3款計算書類等(第123条～第130条)に財産目録は出てこない。一般社団法人が作成するのは、法人成立の日における貸借対照表(123条①)、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書をいう。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書(同条②)である。

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月法律第49号／最終改正：平成26年6月法律第69号)「公益法人認定法」と略称される。

この法律によって、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人)には、財産目録の作成が義務づけられている。関係する規定を紹介する。

第1章総則(第1条～第3条)

第2条(定義)この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。／一 公益社団法人 第4条の認定を受けた一般社団法人をいう。／二 公益財団法人 第4条の認定を受けた一般財団法人をいう。／三 公益法人 公益社団法人又は公益財団法人をいう。／四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の

利益の増進に寄与するものをいう。

第2章公益法人の認定等 第2節公益法人の事業活動等 第3款公益法人の計算等の特例(第19条～第23条)

第21条(財産目録の備置き及び閲覧等)①(条文省略：事業計画書、収支予算書等の備置き)／②公益法人は、毎事業年度経過後3箇月以内に(公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく)、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を5年間その主たる事務所に、その写しを3年間その従たる事務所に備え置かなければならない。／一 財産目録／二 役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。)/三～四(省略)／③(省略)／④何人も、公益法人の営業時間内は、いつでも、第1項に規定する書類、第2項各号に掲げる書類、定款、社員名簿及び一般社団・財団法人法第129条第1項(一般社団・財団法人法第199条において準用する場合を含む。)に規定する計算書類等(以下「財産目録等」という。)について、次に掲げる請求をすることができる。この場合において、当該公益法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。／一 財産目録等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求／二 財産目録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求／⑤～⑥(省略)

第22条(財産目録等の提出及び公開)①公益法人は、毎事業年度の経過後3箇月以内(前条第1項の書類については、毎事業年度開始の日の前日まで)に、内閣府令で定めるところにより、財産目録等(定款を除く。)を行政庁に提出しなければならない。／②行政庁は、公益法人から提出を受けた財産目録等について閲覧又は謄写の請求があつた場合には、内閣府令で定めるところにより、その閲覧又は謄写をさせなければならない。／③(省略)

第23条(会計監査人の権限等)公益法人の会計監査人(設置は定款次第である。一筆者)は、一般社団・財団法人法第107条第1項(一般社団・財団法人法第197条において準用する場合を含む。)の規定による

もののほか、財産目録その他の内閣府令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない。

○以上から、結論として次のことがいえる。一般的な法人に関する現行法制において、会計帳簿については規定が整備されている。一方、財産目録についての規定は、公益法人に対してであるが、一般社団法人・一般財団法人に対してはない。

IV-3. 特殊法人等の法令

IV-3-1. 放送法（昭和25年5月法律第132号／最終改正：平成27年5月法律第26号）

第3章 日本放送協会

第1節 通則（第15条～第19条）

第18条（定款）①協会（日本放送協会をいう。一筆者）は、定款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。／一 目的／二 名称／三 事務所の所在地／四 資産及び会計に関する事項／五～八（省略）／②定款は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。

第7節 財務及び会計（第68条～第80条）

第69条（企業会計原則）協会の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

第74条（財務諸表の提出等）①協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書その他総務省令で定める書類及びこれらに関する説明書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これらに監査委員会及び会計監査人の意見書を添え、当該事業年度経過後3箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。／②総務大臣は、前項の書類を受理したときは、これを内閣に提出しなければならない。／③内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。／④協会は、第1項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

○放送法施行規則（昭和25年6月電波管理委員会規則第10号／最終改正：平成28年6月総務省令第68号）

第3章 協会等 第5節 財務及び会計（第25条～第55条）

第25条（協会の会計）①協会の会計についてはこの省令に定めるところにより、この省令の定めのないものについては一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。②金融庁組織令（平成10年政令第392号）第24条第1項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

第33条（財務諸表）法（放送法をいう。一筆者）第74条第1項の総務省令で定める書類は、次のものとする。／一 資本等変動計算書／二 キャッシュ・フロー計算書

第34条（財務諸表の様式）①法第74条第1項の毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び前条に規定する書類は、別表第三号に定める書式により調製するものとする。／②～③（省略）

○以上から、次のことが分かる。日本放送協会（NHK）に関する法令に、財産目録はあるが、会計帳簿への言及はない。ただし、会計帳簿が完全に忘れられているとまではいえない。理由は二つあり、その一つは、放送法第69条（前掲）に「協会の会計は、-----原則として企業会計原則による」とあり、企業会計原則・第一一般原則・二（正規の簿記の原則）に「正確な会計帳簿を作成しなければならない」とあるので、会計帳簿の作成義務が導けるという解釈が可能であること。もう一つは、放送法第18条第1項（前掲）の定款記載事項に「四 資産及び会計に関する事項」とあるので、定款で会計帳簿に言及することは可能であること（実際の日本放送協会定款に会計帳簿への言及はないが）。

IV-3-2. 日本銀行法（平成9年6月法律第89号／最終改正：平成23年6月法律第74号）

第1章 総則（第1条～第13条）

第11条（定款）①日本銀行は、定款をもつて、次の事

項を規定しなければならない。／一 目的／二 名称／三 本店及び支店の所在地／四～八（省略）／九 会計に関する事項／十 公告及び公表の方法／②定款の変更は、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。／③（省略）

第6章会計（第50条～第53条）

第52条（財務諸表等）①日本銀行は、財産目録及び貸借対照表については4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類（以下「財務諸表」という。）に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後2月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。／②（省略）／③日本銀行は、第1項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表、-----（中略）-----を、本店及び支店に備え置き、政策委員会が適当と認めて定める相当期間、一般の閲覧に供しなければならない。

○このように日本銀行法に財産目録はあるが、会計帳簿への言及はない。ただし、同法第11条第1項（前掲）の定款記載事項に「九 会計に関する事項」とあるので、定款で会計帳簿に言及することは可能である（実際の日本銀行定款に会計帳簿への言及はないが）。

IV-3-3. 日本赤十字社法（昭和27年8月法律第305号／最終改正：平成25年6月法律第54号）

第1章総則（第1条～第10条）

第7条（定款）①日本赤十字社は、定款をもつて、左に掲げる事項を規定しなければならない。／一 目的／二 名称／三 事務所の所在地／四～六（省略）／七 資産及び会計に関する事項／八 公告の方法／②定款は、厚生労働大臣の認可を受けて変更することができる。

○日本赤十字社法施行規則（昭和27年10月厚生省令第43号／最終改正：平成13年3月厚生労働省令第96号）

第4条（事業年度末の報告）日本赤十字社は、毎事業年度終了後5箇月以内に業務報告書、財産目録、貸

借対照表及び収支決算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

○このように日本赤十字社の法令に財産目録はあるが、会計帳簿への言及はない。ただし、日本赤十字社法第7条第1項（前掲）の定款記載事項に「七 資産及び会計に関する事項」とあるので、定款で会計帳簿に言及することは可能である（実際の日本赤十字社定款に会計帳簿への言及はないが）。

IV-3-4. 沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年5月法律第31号／最終改正：平成26年6月法律第83号）

第4章会計（第24条～第31条）

第30条（会計帳簿）公庫（沖縄振興開発金融公庫をいう。一筆者）は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに業務の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

○沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年3月法律第99号／最終改正：平成19年5月法律第64号）

第18条（財務諸表の作成、提出等）①公庫は、毎事業年度、損益計算書、貸借対照表及び財産目録（-----電磁的記録を含む。以下「財務諸表」という。）を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を付して、決算完結後1月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。／②公庫は、前項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。／③（省略）

○このように沖縄振興開発金融公庫は二つの法律によって、会計帳簿と財産目録の作成が定められている。

IV-3-5. 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年5月

法律第57号／最終改正：平成26年6月法律第91号)

第4章財務及び会計（第28条～第57条）

第40条（財務諸表の提出）①公庫（株式会社日本政策金融公庫をいう。一筆者）は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。／②公庫は、毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録（以下「貸借対照表等」という。）及び事業報告書（----- 電磁的記録を含む。-----）を主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

第41条（区分経理）公庫は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。／一～七（省略）

第42条（区分経理に係る会社法の準用等）①会社法----- 条、第431条から第443条まで、----- 条の規定は、前条の規定により公庫が区分して行う経理について準用する。（以下省略）

○このように株式会社日本政策金融公庫法は、財産目録の作成、および（区分経理に関係して）会社法の会計帳簿に関する規定（第432条～第434条）の準用を定めている。

IV-3-6. 株式会社国際協力銀行法（平成23年5月法律第39号／最終改正：平成28年5月法律第41号）

第4章財務及び会計（第15条～第37条）

第26条（財務諸表の提出）①会社（株式会社国際協力銀行をいう。一筆者）は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。／②会社は、毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録（以下「貸借対照表等」という。）及び事業報告書（----- 電磁的記録を含む。-----）を財務大臣に提出しなければならない。

第26条の2（区分経理）会社は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。／一～二（省略）

第26条の3（区分経理に係る会社法の準用等）①会社法----- 条、第431条から第443条まで、----- 条の規定は、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。（以下省略）

○このように株式会社国際協力銀行法は、財産目録の作成、および（区分経理に関係して）会社法の会計帳簿に関する規定（第432条～第434条）の準用を定めている。いずれも、株式会社日本政策金融公庫法（前述）における定めと同様である。

IV-3-7. 日本中央競馬会法（昭和29年7月法律第205号／最終改正：平成27年5月法律第18号）

第2章管理（第7条～第18条）

第8条（規約）①競馬会（日本中央競馬会をいう。一筆者）は、定款で定められている事項を除き、次に掲げる事項については、規約で定めなければならない。／一～四（省略）／五 会計に関する規定／②競馬会は、規約を定めようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。／③（省略）

第4章会計（第23条～第30条）

第30条（財務諸表等）①競馬会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に、農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。／②競馬会は、前項の規定により財務諸表を農林水産大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。／③競馬会は、第1項の規定による農林水産大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、農林水産省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。／④（省略）

○このように日本中央競馬会法に財産目録はあるが、会計帳簿への言及はない。ただし、同法第8条第1項（前掲）の定款記載事項に「五 会計に関する規定」とあるので、定款で会計帳簿に言及することは可能である（実際の日本中央競馬会定款に会計帳簿への言及はないが）。

IV-3-8. 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年7月法律第76号／最終改正：平成26年4月法律第15号）

第12条（書類の作成）①学園は、内閣府令で定める基準に従い、会計処理を行い、及び貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。／②学園は、毎会計年度終了後3月以内に、前項に規定する書類に内閣総理大臣の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

○**沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則**（平成23年10月内閣府令第59号）

第6条（会計の原則）①学園（沖縄科学技術大学院大学学園をいう。一筆者）の会計については、この府令の定めるところにより、この府令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。／②金融庁組織令（平成10年政令第392条）第24条第1項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。／③学園に適用する会計の基準として内閣総理大臣が別に公示する沖縄科学技術大学院大学学園会計基準は、第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

○このように沖縄科学技術大学院大学学園の法令には、財産目録および会計帳簿への言及はない。ただし会計帳簿については、同学園法施行規則第6条第2項（前掲）により企業会計原則（第一一般原則二（正規の簿記の原則））が浮かび、そこから会計帳簿の作成義務が導けるという解釈は可能である。なお、上（第6条③）にある沖縄科学技術大学院大学学園会計基準（内閣府令）は未入手である。

IV-4. 本節のまとめ

以上見てきた関係法令における会計帳簿・財産目録への言及について、その存否を一覧表にまとめると次

のようになる。この表で、○はアリ、×はナシ、△は条文解釈でアリといえる、を意味する。

〔法 令〕	〔会計帳簿〕	〔財産目録〕
現行商法（商業帳簿）	○	×
会社法（計算等）	○	×
一般社団・財団法人法	○	×
公益法人認定法	○	○

放送法（日本放送協会）	△	○
日本銀行法	△	○
日本赤十字社法令	△	○
沖縄振興開発金融公庫法等	○	○
株式会社日本政策金融公庫法	○	○
株式会社国際協力銀行法	○	○
日本中央競馬会法	△	○
沖縄科学技術大学院大学学園法令	△	×

若干説明する。上の表で放送法以下の法令は、多くが日本放送協会など特殊法人に関係する。政府（府省）所管の特殊法人は現在32法人あり、このうち上の表に関係するのは（日本銀行と日本赤十字社を除く）6法人である。日本銀行と日本赤十字社は、それぞれ財務省所管と厚生労働省所管の認可法人である。他の26特殊法人の関係法令を見る限り、そこには財産目録がないばかりか、ほとんど会計帳簿への言及もない。

V. 会計帳簿・財産目録と特殊法人等の定款

上（IV）で法令の規定を紹介した特殊法人等の定款を見てみる。（定款を（インターネット上に）公開していない法人を除いて）入手できた定款で注目するのは、会計帳簿と財産目録への言及（の有無）である。

○**日本放送協会定款**（一部変更：総情放第22号，平成27年3月，総務大臣認可）

第7章会計（第69条～第82条）

第70条（企業会計原則）本協会の会計は、放送法第69条に基づく総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

第73条（財務諸表の提出等）①本協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動

計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書（以下「財務諸表」という。）を作成して、これに監査委員会及び会計監査人の意見書を添え、当該事業年度経過後3箇月以内に、総務大臣に提出する。／②本協会は、前項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を各事務所に備えて置き、5年間、一般の閲覧に供する。

このように日本放送協会定款には、放送法第69条・第74条（前掲）及び放送法施行規則第33条等（前掲）の定めを忠実に反映した財産目録を含む規定がある。しかし（したがって？）、この定款に会計帳簿への言及はない。

○日本銀行定款（施行：1998年4月／最終改正：2008年12月）

第7章会計（第57条～第60条）

第59条（財務諸表等）①当銀行は、財産目録及び貸借対照表については-----（中略：日本銀行法第52条①と同文）-----、その承認を受けるものとする。／②（省略）／③当銀行は、-----（中略：同法同条③と同文）-----、一般の閲覧に供するものとする。

このように、日本銀行定款に財産目録はあるが、会計帳簿への言及はない。

○日本赤十字社定款（昭和27年10月本達甲第3号／最終改正：平成16年7月本達甲第2号）

第7章資産及び会計（第54条～第60条）

この（第7章）中に、（財産目録を含む）決算報告に関する規定がない。これは、日本赤十字社法施行規則第4条（前掲）を定款で繰り返す必要はないと考えたからかもしれない。しかしこれは、日本赤十字社法第7条（前掲）の定款記載事項（七）の定めを反するのではなかろうか。日本銀行定款（前掲）のように、定款はそれ自体で完結した内容をもつべきであろう。

このように日本赤十字社定款には、財産目録もなければ、会計帳簿への言及もない。

○日本中央競馬会定款（昭和29年9月設定／最終変更：平成28年3月）

第4章会計（第21条～第27条）

第27条 理事長は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に、農林水産大臣に提出し、その承認を受けるものとする。

このように日本中央競馬会定款に、日本中央競馬会法第30条（前掲）を忠実に反映した財産目録を含む規定はあるが、会計帳簿に関する規定はない。ちなみに、同定款「第4章会計」は他に次の規定から成る。年度の収支予算（第21条）、余裕金の運用（第22条）、剰余金の国庫納付（第23条）、損失てん補準備金（第24条）、特別積立金（第25条）、特別振興資金（第25条の2）、損失の次年度繰越（第26条）。

○沖縄科学技術大学院大学学園寄附行為

第5章資産及び会計（第26条～第37条）

第26条（資産）学園の資産は、財産目録記載のとおりとする。

第31条（会計）学園は、内閣府令で定める基準に従い、会計処理を行い、及び貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

第35条（財産目録等の備付け及び閲覧）①学園は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。②（条文省略：財産目録等の閲覧）

若干説明する。沖縄科学技術大学院大学学園の設立は平成23年（2011）11月である。一般の法人のように定款といわず寄附行為というのは、私立学校（法）の場合と同じである。同学園寄附行為には、上のように財産目録はあるが、会計帳簿への言及はない。

○まとめ

以上、入手できた特殊法人等の定款を見て、次のことがいえる。これらの定款は、原則として各法人の関係法令の規定を反映している。すなわち、ほとんどの定款に、財産目録はあるが、会計帳簿への言及はない。例外は日本赤十字社定款で、ここには（関係法令に定める）財産目録さえもない。

VI. 会計帳簿・財産目録と経理規程

VI-1. 経理規程の一般的非公開性

上(V)に見てきた関係法人の定款に続いて、次に見たいのは経理規程である。

どんな法人にも、定款と並んで経理規程があるはずである。ところが、定款は公開されることが多いのに対して、経理規程はほとんど公開されない。このことは過去も現在も変わらない。多くの会社の社史(〇〇周年記念誌など)を図書館で調べてみたが、(創立時などの)定款は載せていても、経理規程は見当たらなかった。多くの会社のホームページを調べてみたが、結果は同じである。

上に定款を紹介した諸法人についてはどうかというと、その多くが経理規程を公開していない。わずかに、日本銀行が「会計規程」を、NHKが「経理規程」を公開しているだけである。

VI-2. 日本銀行会計規程(制定:1998年10月/最終改正:2016年10月)

この会計規程は全6章22か条と附則及び別表から成るが、関係する箇所を紹介する。

第2章 勘定科目、伝票、帳簿(第5条~第7条)

第6条(伝票及び帳簿) ①当銀行の会計処理においては、必要な伝票及び帳簿を備え、所要の事項を記載しなければならない。/②伝票及び帳簿の種類、名称及び様式は、別に定める。

第7条(保存) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)並びに伝票及び帳簿の保存期間は、別に定める。

第4章 決算(第12条~第19条)

第12条(財務諸表等の作成及び様式) ①財産目録及び貸借対照表については上半期及び下半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに、決算報告書及び剰余金の処分内容を記載した剰余金処分表については事業年度ごとに作成する。/②前項に規定する財務諸表、決算報告書及び剰余金処分表の様式は、別表のとおりとする。/③第1項に規定する財務諸表に係る附属明細書は、上半期及

び事業年度につき作成し、その様式については別に定める。

別表(貸借対照表/財産目録/損益計算書/決算報告書/剰余金処分表)

〇以上のように、日本銀行会計規程には、会計帳簿(伝票及び帳簿)と財産目録の規定がある。財産目録の様式もあり、公開している(紹介は省略)。伝票及び帳簿の種類・名称・様式は別に定めるとしているが、この別の定めは公開していない。

VI-3. NHK 経理規程(一部改正:平成27年4月)

第8章 会計帳簿(53条~58条)

第53条(会計帳簿および会計管理諸表) ①各経理単位局は、会計帳簿および会計管理諸表を備え付ける。/②会計帳簿とは、合計残高試算表および資金出納帳をいう。/③会計管理諸表は、諸勘定内訳表および予算計理表のほか、勘定の明細な記録を行うため、必要により設ける。

第54条(会計伝票) ①会計伝票を分けて、収納伝票、支払伝票および振替伝票とする。/②会計伝票は、全取引の原始記録とする。

第56条(合計残高試算表等) ①各経理単位局は、月ごとに合計残高試算表および会計管理諸表を作成する。/②経理局(協会において主管として経理を担当する本部局(第8条(5))一筆者)は、前項の合計残高試算表および会計管理諸表を総合して、総合合計残高試算表および総合会計管理諸表を作成する。

第58条(保存期間) 会計帳簿および会計伝票の保存期間は、10年とする。

第9章 決算(59条~63条)

第60条(決算諸表の作成) 経理局は、前条の書類(期末試算表、諸勘定内訳表、予算決算対照表、決算整理事項明細表一筆者)を総合して次の決算諸表を作成する。/ (1) 財産目録/ (2) 貸借対照表/ (3) 損益計算書/ (4) 資本等変動計算書/ (5) キャッシュ・フロー計算書/ (6) 財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関する説明書/ (7) 諸勘定

内訳表 / (8) 予算決算対照表 / (9) 固定資産増減
内訳表 / (10) 減価償却明細表

○以上のように、NHK 経理規程は詳細であり、真に経理規程の名に相応しい。会計帳簿という用語は、広義（第6章の題名）と狭義（第53条）に使われている。広義の会計帳簿は、原始記録とされる会計伝票（第54条②）などを含む。広義の会計帳簿の中で、狭義の会計帳簿と会計伝票については、とくに保存期間（10年）を定めている（第58条）。これは商法（第19条）の商業帳簿の10年間保存に相当し、取引の歴史記録として会計帳簿・伝票の重要性を認識していることが分かる。

財産目録は、10種類から成る決算諸表の一番目に位置づけられている。

Ⅶ. 会計帳簿・財産目録と公益法人会計基準

Ⅶ-1. 公益法人会計基準の経緯

公益法人会計基準はこれまで4回、公益法人の監督関係団体によって公表されてきた。その公表年は順に、昭和52年(1977)、昭和60年(1985)、平成16年(2004)、平成20年(2008)である。これら各年の公益法人会計基準について、関係する箇所をそのまま以下に紹介する。

Ⅶ-2. 昭和52年公益法人会計基準(昭和52年(1977)3

月策定, 公益法人監督事務連絡協議会申合せ)

第1 総則

1 目的及び適用範囲

(1) この会計基準は、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された公益法人（以下「公益法人」という。）の会計についてその拠るべき基準を定め、公益法人の健全なる運営に資することを目的とする。

(2) (省略)

2 一般原則

公益法人は、次に掲げる原則に従って、予算書、会計帳簿及び計算書類（収支計算書、貸借対照表及び財産目録をいう。以下同じ。）を作成しなければ

ならない。

(1) (省略)

(2) 会計帳簿は、複式簿記の原則に従って正しく記帳しなければならない。

(3) 計算書類は、会計帳簿に基づいて事業及び財務の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならない。

(4) (省略)

第3 会計帳簿

1 主要簿

公益法人は、次の主要簿を備え、すべての取引を記帳しなければならない。

(1) 仕訳帳 / (2) 総勘定元帳

2 補助簿

公益法人は、原則として次に掲げる補助簿を備え、関係事項を記載しなければならない。

(1) 現金出納帳 / (2) 預金出納帳 / (3) 収支予算の管理に必要な帳簿 / (4) 固定資産台帳 / (5) 基本財産明細帳 / (6) 会費明細帳

3 会計帳簿の様式

会計帳簿は、公正な会計慣行の様式により作成するものとする。

第6 財産目録

1 財産目録の内容

財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものでなければならない。

2 財産目録の区分

財産目録は、資産の部と負債の部に区分しなければならない。

3 財産目録の価額

財産目録に記載する資産及び負債の価額は、帳簿価額とする。

4 財産目録の様式

財産目録は、別表5の様式に準じ作成するものとする。

Ⅶ-3. 昭和60年公益法人会計基準(昭和60年(1985)9

月改正, 公益法人指導監督連絡会議決定)

第1 総則

1 目的及び適用範囲

(1) この会計基準は、-----（昭和52年基準と同文）-----。

(2) (省略)

2 一般原則

公益法人は、次に掲げる原則に従って、収支予算書、会計帳簿及び計算書類（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

(1) (省略)

(2) 会計帳簿は、-----（昭和52年基準と同文）-----。

(3) 計算書類は、会計帳簿に基づいて収支及び財務の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならない。

(4) (省略)

第3 会計帳簿

（昭和52年基準と同文）

第7 財産目録

1 財産目録の内容

（昭和52年基準と同文）

2 財産目録の区分

財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に区分し、正味財産の額を示さなければならない。

3 財産目録の価額

財産目録の価額は、貸借対照表記載の価額と同一とする。

4 財産目録の様式

財産目録は、様式6に準じ作成するものとする。

VII-4. 平成16年公益法人会計基準(平成16年(2004)10月改正, 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)

第1 総則

1 目的及び適用範囲

この会計基準は、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された公益法人（以下「公益法人」という。）の財務諸表の作成の基準を定め、公益法人の健全なる運営に資することを目的とする。

2 一般原則

公益法人は、次に掲げる原則に従って、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

(1) (省略)

(2) 財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。

(3)～(4) (省略)

第5 財産目録

1 財産目録の内容

（昭和60年基準と同文）

2 財産目録の区分

財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に分かち、正味財産の額を示さなければならない。

3 財産目録の価額

（昭和60年基準と同文）

4 財産目録の様式

財産目録は、様式4に準じ作成するものとする。

なお、財産目録は、特別会計を設けている場合においても、当該公益法人全体について作成するものとする。

○この平成16年基準は次の二点が注目される。第一に、従来は会計の基準であったが、新基準は財務諸表作成の基準となり、会計帳簿に関する規定は消えた。第二に、従来は計算書類といていたのが、平成16年基準では（財産目録を含んだままで）財務諸表という。このうち前者（第一）の改正は重大であるが、平成16年基準の前文にある「改正の方針及び主な改正事項」の中に、会計基準から（会計帳簿を外して）財務諸表作成基準となったことについては一言も触れていない。この事実もまた重大である。

VII-5. 平成20年公益法人会計基準(平成20年(2008)4月策定, 内閣府公益認定等委員会)

第1 総則

1 目的及び適用範囲

この会計基準は、公益法人の財務諸表及び附属明細書並びに財産目録の作成の基準を定め、公益法人

の健全なる運営に資することを目的とする。

2 一般原則

公益法人は、次に掲げる原則に従って、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。）及び附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。

(1)～(4) (省略)

第7 財産目録

1 財産目録の内容

財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、使用目的、価額等を詳細に表示するものでなければならない。

2 財産目録の区分

(平成16年基準と同文)

3 財産目録の価額

(平成16年基準と同文)

○このように、平成20年基準は財産目録を、財務諸表から外した。このことは、平成20年基準の前文にある「主な変更点」の中で述べている。なお、この平成20年基準が最新の基準である。

VII-6. 会計の原点と公益法人会計基準

上に紹介した各年の公益法人会計基準の内容は、会計の原点（会計帳簿と財産目録）との関係について、次のようにいえる。

昭和52年基準と昭和60年基準は、会計帳簿と財産目録を含んでいた。これは良いのだが、財産目録の作成方法（財産の実地調査、棚卸し）に言及していないのは大きな欠陥である。加えて、（財産目録を含む）計算書類は会計帳簿に基づいて作成するとしたので、財産目録も、貸借対照表の作成方法（誘導法）と同様ということになってしまう。

平成16年基準からは、会計帳簿を外して、もっぱら財務諸表作成の基準となった。これは会計の原点を失念した結果であり、残念である。しかも、この時の公益法人会計基準の前文には、会計帳簿の除外について一言もない。このことは、同基準作成の関係者の間に、会計の原点についての認識がなかったことを物語っている。まことに遺憾である。

平成20年基準は、財産目録を財務諸表とは別に位置づけた。この結果として、財産目録の作成方法は、貸借対照表の場合（誘導法）と違ってよくなったと解される。しかし残念ながら、この公益法人会計基準は、財産目録の作成方法について相変わらず触れていない。

仮に、公益法人会計基準が、会計帳簿を残した上で、財産目録の作成方法（棚卸法）について規定すれば、会計の原点を回復できる。これは絵空事ではない。その証拠が、次節において紹介するフランス商法とドイツ商法の商業帳簿の新規定（1980年代改正後）において見られる。

VIII. 会計帳簿と財産目録の関係回復（仏・独の商法）⁸⁾

VIII-1. フランスとドイツの商業帳簿の旧規定

先（II及びIII）に述べた会計帳簿と財産目録の原初的な関係（会計の原点）は、ヨーロッパ諸国（フランスとドイツ）の商法でもある時期から明確でなくなる。それは、商業帳簿規定に貸借対照表が登場し、財産目録が（会計帳簿よりも）貸借対照表と近い関係のように規定されたからである。このような規定は、フランスとドイツの商法で1980年代に改正されるまで見られた。

○フランスの1983年改正前商法 第1編商一般 第2章 商業帳簿

第8条 商人の資格を有する総ての自然人又は法人は、毎日その企業の取引について、又は少なくとも毎月その取引の全体の要約について日記帳 (*livre-journal*) をつけなければならない。ただし後者の場合は、日々の取引を証明するに足る総ての書類を保存することが条件である。

第9条 ①商人は毎年、その企業の積極財産及び消極財産の財産目録 (*inventaire*) を作成し、且つ貸借対照表 (*bilan*) 及び損益計算書 (*compte de ses pertes et profits*) の作成のために総ての勘定を締め切らなければならない。／②貸借対照表及び損益計算書は、財産目録帳 (*livre d'inventaire*) に謄写される。

○ドイツの1985年改正前商法 第1編商人階級 第4章 商業帳簿

第38条 (簿記義務 Buchführungspflicht) ①総ての商人は帳簿をつけ、これにおいて彼の商取引及び彼の財産の状態を正規の簿記の諸原則に従って明らかにする義務がある。／② (条文省略：発送信書の写しの保存)

第39条 (財産目録, 貸借対照表) ①商人は開業の時に、彼の不動産、債権及び債務、金銭の額並びにその他の財産を詳細に (目録に) 記載し、同時に各財産の価額を附し、且つ財産及び債務の関係を表示する決算書を作成しなければならない。／②商人は次いで毎営業年度末について、かかる財産目録 (Inventar) 及び貸借対照表 (Bilanz) を作成しなければならない。／③～④ (省略)

VIII-2. フランスとドイツの商業帳簿の新規定

1980年代の改正により、フランスとドイツの各商法の商業帳簿規定において、会計帳簿と財産目録はその本来の関係を回復する。

○フランスの1983年改正商法 第1編商一般 第2章商人の会計 (第8条～第17条)

第8条 ①商人の資格を有する総ての自然人又は法人は、その企業の財産に影響を及ぼす変動について会計記録 (enregistrement comptable) をつけなければならない。この変動は時の順に記録される。／②商人は財産目録によって、少なくとも12か月に一度、企業の積極財産及び消極財産の存在と価値を検証しなければならない。／③商人は、会計記録及び財産目録に基づいて、会計年度末に年次計算書 (comptes annuels) を作成しなければならない。年次計算書は貸借対照表、成果計算書 (compte de résultat) 及び附属明細書 (annexe) を含み、これらは不可分の全体を成す。

○ドイツの1985年改正商法 第3編商業帳簿 (第238条～第339条)

第1章総ての商人に対する規定 (第238条～第263条)

第1節簿記・財産目録 (第238～第241条)

第238条 (簿記義務) ①総ての商人は帳簿をつけ、これにおいて彼の商取引及び彼の財産の状態を正規の簿記の諸原則に従って明らかにする義務がある。その簿記は、専門的知識のある第三者がその取引事象及び企業の状態について適当な時間内に概観を得られるように、行われなければならない。その取引事象はその生起と完了において追跡できなければならない。／② (条文省略：発送信書の写しの保存)

第239条 (商業帳簿の作成) ①～④ (省略)

第240条 (財産目録) ①商人は開業の時に、彼の不動産、債権及び債務、金銭の額並びにその他の財産を詳細に (目録に) 記載し、同時に各財産の価額を附さなければならない。／②商人は次いで毎営業年度末について、かかる財産目録 (Inventar) を作成しなければならない。営業年度の期間は12か月を超えてはならない。財産目録の作成は、正規の業務進行に相応の時間内に完了しなければならない。／③～④ (省略)

第241条 (財産目録作成の簡便法) ①～③ (省略)

第2節開業貸借対照表・年次決算書 (第242条～256条)
第1款一般規定 (第242条～第245条)

第242条 (作成の義務) ①商人は、開業の時及び毎営業年度末について、財産及び債務の関係を表示する決算書 (開業貸借対照表, 貸借対照表) を作成しなければならない。開業貸借対照表には、年次決算書に適用される規定で貸借対照表に関するものが準用される。／②商人は、毎営業年度末について、年度の費用と収益の比較表 (損益計算書 Gewinn- und Verlustrechnung) を作成しなければならない。／③貸借対照表と損益計算書は年次決算書 (Jahresabschluss) を成す。

第243条以下, 省略。

○このように、ドイツ商法の新規定では、会計帳簿と財産目録が組んで最初に規定され、それに続いて貸借対照表等の年次決算書に関する規定が来る。前者の組み合わせと位置づけからは、会計の原点の再認識が窺える。これと同じことは、上に紹介したフランス商法の新規定についてもいえる。ここでも財産目録は、年次計算書に先立つ存在であり、会計記録 (会計帳簿)

と一緒に年次計算書作成の基礎を成すとされている。

なお、ドイツの現行商法において、紹介した諸条文は、その文言及び位置（章節条）とも変わっていない。フランスの現行商法において、紹介した第8条は、文言は不変だが位置が変わり、（第1編商一般 第2章商人 第3節商人の一般的義務 第2款商人の会計）第 L123-12条となっている。

IX. まとめと提言

IX-1. まとめ

以上の本論（Ⅱ～Ⅷ）の要点は次のようにまとめられる。

(1) 会計帳簿と財産目録は会計の原点である。歴史的にも、会計帳簿と財産目録は古くから存在した。これらは、活字による最古の簿記書（パチオリ著『スママ』1494年）に見られ、近代商法の嚆矢となった1673年フランス商事勅令で制度化された。その後、会計帳簿と財産目録はヨーロッパ諸国で商法の商業帳簿制度の中心に位置づけられ、明治期に制定した日本商法もこれに倣った。（Ⅱ）

(2) 会計帳簿の本質は取引記録（取引事実の歴史記録）、財産目録の本質は財産実在記録（財産の実在を調査した記録）である。会計帳簿と財産目録の制度は、これにより一期間の財産変動（取引）と期末の財産在高の正当性（の有無）が判明するので、商人（債務者）が破産した場合に債権者に対して負う会計責任の遂行に不可欠である。さらにこの制度は、より広く、財産の受託者が委託者に対し会計責任を遂行する上で不可欠である。（Ⅲ）

(3) わが国商法の商業帳簿（第1編第5章）にあった財産目録は、昭和49年（1974）改正で削除されてしまった。会社法（平成17年（2005）～）でも株式会社の「計算等」（第2編第5章）に、（会計帳簿はあるが）財産目録はない。民法では平成18年改正前、法人（第1編第2章）に財産目録の作成を義務づけていたが、会計帳簿への言及はなかった。この不備は（民法から法人の設立・管理・解散について引き継いだ）一般社団・財団法人法及び公益法人認定法（平成18年～）で正されて、総ての法人に会計帳簿の作成義務が、公益

法人にはさらに財産目録の作成義務が定められた。（Ⅳ-1～Ⅳ-2）

(4) 政府（府省）所管の特殊法人は現在32法人あるが、このうち（日本放送協会など）6法人を除いて、（日本郵政株式会社など）26法人の各関係法（日本郵政株式会社法など）は、財産目録の作成を規定せず、会計帳簿の作成についてもほとんど言及していない。他の6法人及び（日本銀行など）2つの認可法人の関係法にも、会計帳簿の作成義務が明確になっていないものがある。（Ⅳ-3）

(5) 特殊法人等の（入手できた）定款を見ると、ほとんどの定款に財産目録はあるが、会計帳簿への言及はない。これは、関係法令の内容を反映している。例外として、日本赤十字社の関係法令に財産目録があるのに、日本赤十字社定款には財産目録がない。（Ⅴ）

(6) 一般に法人で経理規程を公開するものは稀である。特殊法人等のうちでは、日本銀行「会計規程」とNHK「経理規程」が公開されている。日本銀行会計規程には、会計帳簿（伝票及び帳簿）と財産目録の規定がある。ただし、伝票及び帳簿の種類・名称・様式は別に定めるとされており、この別の定めは公開されていない。NHK 経理規程は詳細であり、この点で模範的である。広義の会計帳簿は、原始記録とされる会計伝票などを含む。狭義の会計帳簿と会計伝票については、保存期間を定めている。財産目録は、10種類から成る決算諸表の冒頭に位置する。（Ⅵ）

(7) 公益法人会計基準はこれまで4回公表されてきた。昭和52年基準と昭和60年基準は会計帳簿と財産目録を含んでいたが、財産目録の作成方法（実地調査）への言及がない。平成16年基準からは、会計帳簿を外して、もっぱら財務諸表作成の基準となった。そして平成20年基準は、財産目録を財務諸表から外し、作成すべき書類の最後に置いた。会計の原点（会計帳簿と財産目録）から見て、いずれの公益法人会計基準にも不備がある。（Ⅶ）

(8) フランスとドイツの商法の商業帳簿規定は1980年代に改正されたが、そこには会計の原点の再認識が窺える。とくにドイツ商法の新規定では、このことが条文構成（節だて）によく出ている。すなわち、会計帳簿と財産目録が組んで最初（の節）に規定され、その

後に貸借対照表等の年次決算書に関する一連の規定（の節）が来る。（Ⅷ）

IX-2. 提言

本稿で取り上げた関係法令（Ⅳ）、特殊法人等の定款（Ⅴ）及び経理規程（Ⅵ）、公益法人会計基準（Ⅶ）について、改善すべき内容について提言を行う。

（1）政府（府省）所管の特殊法人等の各関係法における（会計帳簿と財産目録に関する）現状は上（IX-1（4））のとおりである。これらの関係法で、会計帳簿と財産目録の作成義務に言及していないものは、法の不備であり、それらの作成義務を規定すべきである。それらをすでに規定している関係法であっても、会計帳簿の作成義務について規定の解釈によるものがあるので、この点は改善（作成義務を明定）すべきである。

（2）特殊法人等の定款における（会計帳簿と財産目録に関する）現状は上（IX-1（5））のとおりである。これらの法人の定款には、すでにある財産目録に加えて（それ以前に）、会計帳簿の作成を規定すべきである。日本赤十字社定款は、会計帳簿と財産目録の作成について規定すべきである。なお、特殊法人等で定款を公開していない法人があるが、これは問題である。これらの法人は、直ちに定款は公開すべきである。

（3）法人の経理規程の公開が稀である中で、公開されている日本銀行会計規程とNHK経理規程の状況は上（IX-1（6））のとおりである。日本銀行会計規程は、（同規程にいう）「別の定め」と一体となって本来の経理規程といえよう。この点から、日本銀行はこの「別の定め」の公開が望ましい。そもそも、特殊法人等は（定款とともに）経理規程も公開すべきであろう。

（4）公益法人会計基準の設定・改正の経緯は上（IX-1（7））のとおりである。公益法人会計基準は、財務諸表の作成に限定した現在の内容から、かつてのように会計帳簿の作成を含む内容へ回帰すべきである。その上で、（財務諸表から区別された）財産目録は会計帳

簿と関係づけて規定されるべきである。上（IX-1（8））にまとめたフランス商法とドイツ商法の商業帳簿の新規定は、この模範であり、大いに参考になる。

（本文 完）

注

- 1) 筆者（安藤）が公表してきた関係論文等
 - ①「財産目録と貸借対照表—初期商法に見る両者の関係—」『一橋論叢』79巻3号, 1978年3月
 - ②「商法における財産目録の復権」『一橋論叢』99巻1号, 1988年1月
 - ③「ドイツの商人文化と簿記書」『企業会計』42巻5号, 1990年5月
 - ④「(会計時評) 商法および簿記書に財産目録の復活を！」『企業会計』45巻8号, 1993年8月
 - ⑤「(会計余話) 財産と財産目録をめぐって」『産業経理』63巻4号, 2004年1月
 - ⑥「(巻頭言) 公益法人会計の財産目録に希望！」『産業経理』72巻3号, 2012年10月
 - ⑦「会計制度における財産目録の危機的状況と復活論」『会計』183巻5号, 2013年5月
- 2) 前注1) 拙稿②参照
- 3) 前注1) 拙稿③ ④ ⑦参照
- 4) 片岡義雄著『パチョーリ「簿記論」の研究〔改訂版〕』森山書店, 1963年／本田耕一訳『パチョリ簿記論』現代書館, 1975年参照。なお、この原著者名(Pacioli)の表記には、パチオリ、パチョーリ、パチヨリ、パツィオリがある。最近ではパチョーリが主流であるようだが、わが国最初の邦訳(平井泰太郎「『ばちおり簿記書』研究」神戸会計学会編『会計学論集』第4集, 1920年)を尊重すべきであると考えて、筆者はパチオリとする。
- 5) 安藤英義著『新版 商法会計制度論』白桃書房, 1997年, pp.12~20参照
- 6) 岸悦三著『会計生成史—フランス商事王令会計規定研究—』同文館, 1975年, p.202参照
- 7) 安藤, 前掲書, pp.20~44参照
- 8) 前注1) 拙稿②参照

（注 完）